

● 事業取組団体に委託する主な業務の内容

- ◆ 会員企業に実施するカリキュラムの策定
※ 会員企業の生産性向上に関する課題や人材育成ニーズを踏まえてカリキュラムを策定してください。
- ◆ 訓練実施に向けた用意（事業責任者の配置、講師・テキストの用意、訓練実施場所・訓練用機器の確保等）
- ◆ 受講者15人以上（うち8人以上は会員企業の従業員）の確保（募集・受付）、受講料の取りまとめ及び機構への納入
- ◆ 生産性向上支援訓練の実施及び訓練に附随する業務（出欠管理、訓練終了時のアンケート調査等） など

● 事業取組団体の認定方法

各職業能力開発促進センターのホームページにおいて事業主団体を募集し、申請者（事業主団体）から提出された書類を審査し、かつ、申請者を訪問して事業取組団体としての基準を満たすことを確認した上で、生産性センターが定めた募集枠の範囲内で事業取組団体を認定します。

- 【認定申請時に提出が必要な書類】※ 指定様式は募集案内をホームページに掲載した後、希望者に配布します。
- ◆ 認定申請書（指定様式）
※ 認定申請書は、会員企業に対するアンケート調査等を行い、会員企業が抱える生産性向上に関する課題や人材育成ニーズを把握した上で作成・提出してください。
- ◆ 定款（又は規約、規則等）
- ◆ 事業報告書（又はそれに類するもの）※ 最新の事業報告書から遡って3年分
- ◆ 認定申請書提出日から遡って3年間において、会員企業を対象とした人材育成（注）を各年1回以上実施したことが分かる資料（研修報告書、パンフレット等）
（注）職業に必要な能力の開発を目的としたOff-JTで実施する訓練、セミナー、講習会、勉強会等をいう。

● 事業取組団体の認定基準（応募要件）

次に掲げる要件を全て満たす事業主団体の中から、生産性センターが定めた募集枠の範囲内で事業取組団体を認定します。（一定の要件を満たせば複数の団体が合同で事業に取り組むこともできます。）

- （1）次のイからへまでのいずれかに該当する団体であること。
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する次のいずれかに該当する団体
 - （イ）事業協同組合
 - （ロ）事業協同小組合
 - （ハ）信用協同組合
 - （ニ）協同組合連合会
 - （ホ）企業組合
 - （ヘ）協業組合
 - （ト）商工組合
 - （チ）商工組合連合会
 - （リ）都道府県中小企業団体中央会
 - （ヌ）全国中小企業団体中央会
 - ロ 商店街振興組合法に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
 - ハ 商工会議所法に規定する商工会議所
 - ニ 商工会法に規定する商工会
 - ホ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定する公益社団法人及び公益財団法人を含み、事業主を主な会員とし、事業主に対する支援を主な目的として設立され、活動している法人に限る）
 - へ 上記イからホまでの事業主団体以外の事業主団体（事業主を主な会員とし、当該事業主に対する支援を主な目的として設立され、活動している団体に限る）であって、次の（イ）及び（ロ）に該当する団体
 - （イ）団体の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約、規則等を有する団体であること。
 - （ロ）代表者が置かれているほか、事務局の組織が整備されていること。
- （2）生産性向上支援訓練を適切に実施することができる事務運営体制を有していること。
- （3）会員企業に対する人材育成を継続的に取り組んでいること。
- （4）会員企業が抱える生産性向上に関する課題及び人材育成ニーズを的確に把握していること。
- （5）生産性向上支援訓練を実施して会員企業の実業性向上に取り組む意欲と能力を有していること。
- （6）生産性向上支援訓練の実施に必要な実績と経験を有した講師を用意できること。
- （7）生産性向上支援訓練の実施に当たり受講者を15人以上（うち8人以上は会員企業の従業員とする。）確保できること。
- （8）当該事業主団体を実施機関として活用することが、地域の中小企業等の生産性向上に効果的であると機構が認めた事業主団体であること。
- （9）機構の指示に適切に対応できること。